

7. 中間検査について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物や人身に多数の被害がもたらされました。建築物の中には、施工の不備が原因と考えられる被害も多く見られ、施工段階での検査の重要性が改めて認識される結果となりました。

(1) 中間検査を受けなければならない建築物

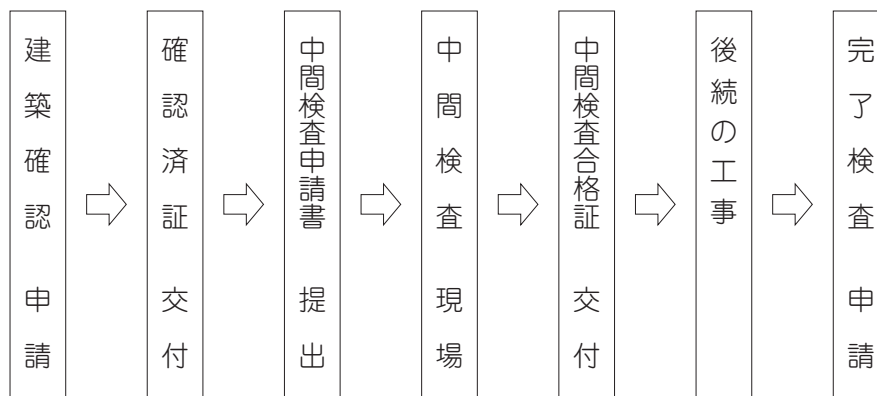
建築物などを建築するときは、階数が3以上である共同住宅または、地階を除く階数が3以上の建築物は、中間検査を受けなければなりません。

(2) 中間検査の時期

次の工程を特定工程と呼び、この工程を完了した時期に、検査を行います。

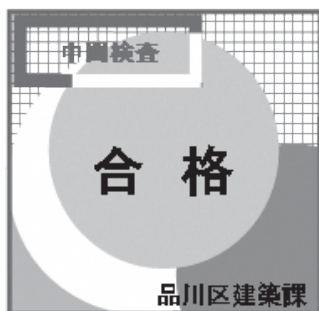
- ① 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の1階鉄骨建て方工事
- ② 鉄筋コンクリート造の2階のはりおよび床の配筋工事
ただし、配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版の取付工事
- ③ 木造の屋根工事
- ④ ①～③までに挙げる構造以外のものにあつては、2階の床工事

(3) 検査の流れ



中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、後続の工事は施工できません。

様式に基づいて「中間検査申請書」を区の建築課または指定確認検査機関に提出し、検査を受けて合格しますと「中間検査合格証」および「中間検査合格シール」が交付されます。中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、後続の工事は施工できません。



(シール見本)

第二十八号様式（第四条の十関係）

建築基準法第7条の3第5項の規定による

中間検査合格証

第 年 月 日

建築主、設置者又は築造主

様

建築主事等職氏名

印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の3第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 特定工程
7. 検査年月日 年 月 日
8. 委任した建築主事氏名
9. 検査対象に関する特記事項

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

(見本：一部実際と異なる場合があります。)

※品川区では、中間検査に合格した建築主の方に中間検査合格シールを発行しています。以下の要領で貼付してください。

貼付期間：中間検査合格後から完了検査合格時まで

貼付場所：建築確認済表示板の余白等

(記入してある文字が、隠れないようにしてください)